

淡水防止柵（海苔用支柱）設置業務委託仕様書

1. 業務名

淡水防止柵（海苔用支柱）設置業務委託

2. 業務の目的

本業務は、西部浄化センターの処理水を放流することに伴い、淡水被害を防止するために淡水防止柵（海苔用支柱）を設置し、海水と淡水を攪拌するものである。

3. 定義

本仕様書は、淡水防止柵（海苔用支柱）設置業務委託に係る仕様を定めるものとする。

4. 履行場所 熊本市南区畠口町沖海域内

5. 履行期間 令和元年（2019年）9月30日まで

6. 一般事項

- 1) 海苔用支柱については、局支給とする。
- 2) 海苔用支柱（局支給）の設置は、設置位置、設置方法、設置時期及びその他設置に関する内容について、設置前に畠口漁協組合と十分に協議のうえ、承諾を得た後に設置することとする。また、施工に関して、海上保安庁及び地元関連漁協と十分協議し実施すること。
- 3) 支柱設置に伴う小型漁船の借り上げは、小型船舶操縦士免許を持ち漁船保険に加入しているものを選任し、作業員については監督員と協議し、実施すること。
- 4) 仕様書に明記のない事項については、調査職員と協議することとする。

7. 材料の仕様

設置材料は下記のとおり。

支柱① コンポーズ (宇部エクシモ株式会社製)	φ 43mm L=8.0m、下ソケット有り (アンテナ部無し、本体 8.0m)	6,173 本
支柱② コンポーズ (宇部エクシモ株式会社製)	φ 52mm L=11.0m、下ソケット有り (アンテナ部無し、本体 11.0m)	4 本
点滅灯 アンゼンマン (太陽電池式 LED) (株式会社三ツ星産業製)	発光色：赤、防水構造 点滅回数 75 回/分	4 個

ふじつぼ落としリング (九州積水工業株式会社製)	発泡プラスチック製 D型	6,177 個
-----------------------------	--------------	---------

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、契約書に定めるもののほか、下記提出書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 業務工程表
- 3) 業務計画書
- 4) 業務実施報告書
- 5) 実施記録写真
- 6) 完了届

9. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。